

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（7）
2. 日時：令和5年6月16日（金）15時20分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官
中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他8名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部
施設保安管理課 マネージャー 他3名
高速炉・新型炉研究開発部門 技術主席 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
資料1：放射性廃棄物処理場に係る設工認申請（その9）（第2回審査会合修正案）（処理場-224-1）
資料2：設工認その9に係るヒアリングコメント回答1（処理場-224-2）
資料3：設工認その9に係るヒアリングコメント回答2（処理場-224-3）
資料4：放射性廃棄物の廃棄施設ヒアリング（新規制基準対応に係る設工認（その9））に対するコメント及び回答一覧

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい、ではこれから皿条 9 のヒアリングを始めさせていただきます。先月、審査会を行いまして、そちらでは、きちんと抜け漏れの確認等を行いまして、今、ご対応いただいているところだと思います。このご対応に少し、
0:00:21	時間がかかると認識しておりますので、次の審査会合、4月4日、十時30分を予定してございますけれども、こちらの方では、真ん中に入りまして、第二部、第20036789編について、中身をお伺いするという予定です。
0:00:42	そのためのヒアリングをすでに2回実施しておりまして、5月19日と6月1日に、お話を伺いまして、それに対してコメントをさせていただいております。
0:00:53	今回、その回答をいただきましたので、まずその内容について一つずつ伺えればと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:01:34	はい、処理場ミュートになってますけど大丈夫でしょうか。長教授は痛みましたらお願いします。
0:01:50	あ、はい。こちら廃棄物処理場のキタハラでございます。それではですね今画面に提示させていただいておりますのが、5月19日の土肥審査会合等で6月1日のですね。
0:02:04	ヒアリングで受けましたコメント等とその回答一覧でございます。
0:02:13	前回6月1日のヒアリングでですね、受けたコメントについてですねトーカーの回答について1個ずつ説明の方させていただきます。
0:02:26	登壇ここではナンバー5見ます。
0:02:30	以降がですね、6月1日のヒアリングの方で受けたコメントになっておりまして、まずNo.5から先に説明の方させていただきます。
0:02:41	こちらNo. 5ですけれどもコメントの内容としましては上のナンバー4からになるんですけれどもそのナンバー4の方で安全施設とですね、安全設備の許可の整合性の観点を含め、これまでの機構としての考え方を確認し説明することと。
0:02:58	ということで、前回のヒアリングの方ではですね、こちら安全施設のうちですね安全機能のについてはその重要度分類クラス2以上に該当する設備が安全設備にも該当すると。
0:03:11	いうところで処理場においては許可との整合性の観点からということで、一部の設備についてですね、技術基準規則に適合させることとし設工認申請を行ってというふうに、
0:03:22	回答の方させていただきました。これに対するコメントがNo. 5になりまして、こちらの技術基準規則の要求ということだけではなくてですね放射性廃棄物処理場の許可の記載を踏まえ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:35	丁寧に整理することということで、一体これに対する回答としてはこちら右に開催しております、JAとしてのですね、安全設備の考え方そ及び配給処理場における安全施設への要求事項に、
0:03:51	対する対応の整理について、再度確認して説明することとするということでこちらについてはですね、処理場の 224 の 2 の方にですね。
0:04:01	こちら詳細なところを記載の方させていただいてございます。
0:04:07	こちらのさ、先処理場の 224-2 をお見せした方がよろしいでしょうか。
0:04:15	はい、じゃあ、224-2 の資料について説明をお願いいたします。
0:04:25	はい。原価兼処理場の横堀です。それでは 224-2 ということで、前回の引きコメントに引き続きの対応ということでご説明をさせていただきます。
0:04:36	こちらですね、前回、前段の部分はほぼほぼ前回回答したものと変わっておりませぬ機構としての考え方ということで、
0:04:45	安全衛生設備ですね、これは安全施設のオオウチですね。
0:04:50	クラス分類の 2 以上の、
0:04:53	該当するというふうに考えてございますということで、
0:04:57	その第 3 パラのところ下の方になりますけども、
0:05:00	こちら前回からの回答と、変更はございませんが、主、
0:05:07	なるほど、なるほど。
0:05:12	処理場としましてはこちらもですね。
0:05:15	PS2 に該当する施設設備がございますけれども、
0:05:20	技術基準上の 28 条の定義に該当するものがないということで、処理場としては安全設備はないということでの整理となっております。で、
0:05:28	今回変更したところは、第 4 パラの一方のところですね。
0:05:32	こちらの技術基準規則で定義している安全設備。
0:05:36	こちらは許可基準規則で定義する安全してるんす。
0:05:41	原子炉処理場のですね許可申請書において、安全施設への要求事項に対する、
0:05:47	設計を記載しておりますので、
0:05:50	許可との整合の観点を考慮しまして再度整理を行ってございます。
0:05:56	それがですね、後ろの表を次ページ以降の表になってございます。
0:06:02	並びは許可基準規則から始まって隣が、
0:06:07	原子炉汚染事故許可申請書の記載、そしてその隣が技術基準規則で最後、対応方針ということで、
0:06:18	で整理をさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:31	こちらですね、まず許可基準規則上の第 12 条の安全施設のところで、2 項のところに关しましては、
0:06:41	こちら記載の通りですね、重要度の高い、
0:06:45	いうものですね、が該当するということで、こちら許可の方でも処理場としては、
0:06:51	そういった視機能がないので、
0:06:53	設計上のを考慮する必要ないということで許可上も記載をしております。
0:06:58	また下、技術基準規則の方でも、
0:07:01	こちらは 28 条定義のところの、28 号の口に該当する施設ということで、そういった施設も処理上はないということも、
0:07:10	から、こちらについては考慮不要ということで整理をかけております。
0:07:15	続いて参考のところになりますけれども、安全施設設計基準事項。
0:07:22	等のところですけども、こちらについては、
0:07:25	前回ご説明の通りですね許可上で、
0:07:28	高温のそういった溶融設備とかですね、そういったものを扱う施設については、対応する旨が許可で記載をしておりますので、
0:07:38	そういった観点からですね処理場としては設計基準事項に該当するものはないんですけれども、許可上の整理を踏まえ、記載を踏まえまして、
0:07:48	こちらは適合するというので、それに該当する圧力逃がし機構ですね、こちらについて適合させるということで今回申請を行っているということでこちらは前回のご説明の通りとなっております。
0:08:02	続いて 4 項ですけども、こちらがですね、運転中または停止中に試験または検査ができるものと、
0:08:12	いうことになります。こちらにつきましては、
0:08:16	やはり処理場の方で許可上をその旨記載をしているということがございます。
0:08:23	こちらに該当するものをとしましては技術基準としまして第 11 条、機能の確認等が該当するということになりますけれども。
0:08:31	こちらについてはこの間のコメントの中で、これまでの処理場の設工認申請等も含めて確認をして、その上でというお話もありましたので、まず、
0:08:45	確認の方を行いました。で、本要求事項に関しては許可基準規則、それから技術基準規則ともにですね、原子炉に係るものということで、
0:08:55	これまで、その 9 以外ですね、その 1 から 8 の申請の中で、その 4 以外は、
0:09:02	こちらは適合なしということで申請をして許可を取得しているものでございます。一方で設工認その 4 に関しましては、セル排風機の自動消火設備に係る申請ということで、
0:09:15	こちらのセル排風機自体を構成のボックスで新たに書こうということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:20	保守または修理が適切に実施できると、そういったことを担保するために、こちらは適合ありということで申請をしているということでちょっとばらつきがあるのが次、現状でございます。
0:09:32	で、これら、いただいたコメント等後それから式、処理場としましても許可にしっかり我々、記載をしているということもございまして、
0:09:42	やはりこれは許可整合の観点から考え、改めて考え方を整理しまして、その 9 に関しましては、11 条については適合条項ということで、しっかりこちらは今後補正になるかと思えますけども。
0:09:55	その際に適合させて、再補正申請をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:10:03	5 項につきましては、飛散物の話になるんですけども、こちらはもともと許可、前回からのご説明の通り、許可上でも随契しか管理するというところで会議の、
0:10:14	話でこちらは保安規定、または下部規定においてしっかり、そういったものを定めてですね、管理をしていくと、ということで整理をしております。
0:10:24	続いて 3 ページになりますけども、第 6 項のところですね、こちら安全施設は 2 以上の、
0:10:31	原子炉施設と共用し、または相互に接続する場合ということで、こちらについては、許可上もですね、処理場の施設は独立して設置をしておりますので、
0:10:41	特段影響を与えることはないということで、
0:10:45	技術基準の方にも該当しないということでこちらは考慮不要ということで整理をしております。
0:10:53	続いて安全施設ではないんですけども。
0:10:57	要求ではないんですが第 8 条の火災による損傷の防止ですね、こちらについては、技術基準の 21 条安全設備のところの 4 号に記載がございまして、こちらの 4 号のイロハについては、
0:11:09	許可整合の観点から以下の通り整理するというところで、
0:11:14	まず井野を不燃性または難燃性の材料、こちらについては、許可上、建屋、それから内装の設備については、不燃性または難燃性の材を使用するというふうに、
0:11:25	明確に記載をしておりますので、こちらについては、適合の整理をしたいと考えております。ただしもちろん
0:11:35	7 時間施設時からの変更が特にないということもございまして既設をそのまま使用するので、
0:11:40	適合性の説明は省略するというところで、適合性の整理表の三角の扱いになるかと思えますけども、そのような形になるかと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:50	テロについては現在申請を行っているものになります。版につきましても、こちら今回の申請の中で火災影響評価を実施しまして、安全機能影響を予防創生がないことを確認しているというもので今回こちらも申請をしています。
0:12:04	ということになってございます。
0:12:06	最後第 8 条の 2 項につきましてはこちら原子炉を安全に停止させるための機能ということで、こちらは許可上も該当しないということで整理を行っておりますので、
0:12:16	こちらはその通り、特に適合するし、
0:12:20	原子炉停止機能を有しないということで、該当しないということで整理をかけております。
0:12:26	長山説明は以上になります。
0:12:31	はい、ありがとうございました。規制庁渋谷です。
0:12:35	まず第 11 条機能の確認等の関連でお伺いしますけども、
0:12:43	今回、その旧の範囲については、補正ではそれぞれの設備について、第 1、11 条を、の適合性を確認するということでしたけれども、
0:12:55	その 1 から 8 までは、初級はしないという理解でよろしいでしょうか。
0:13:03	はい処理場のヨコボリですけども、そうですねそちらにつきましては現状認可をいただいて、いるものまで工事等もすべて終了しております。そういった観点で、
0:13:16	ちょっとこれまで、その部分は原子炉への要求という整理で、申請をしてこなかったもので適合させていなかったということでございまして、
0:13:26	その 4 以降許可との整合性の観点等も含めて、ありましたので、今回その 9 については、適合させるということで整理をして絞りまして 1 から 8 については、
0:13:39	現状のままというふうに考えてございます。
0:13:42	はい、ありがとうございます。
0:13:45	阿蘇 4 からという話でしたけども、その 3 ですでに一部使用で課税稼働している施設として、排水貯留本とかあるかと思えますけれども。
0:13:58	そちらにも通信連絡設備があったかと思えますけども、その 3 の議論の中で、第 11 条が、
0:14:09	申請不要となったのはどういう経緯でしたでしょうか。
0:14:16	処理場ヨコボリですけども、こちらの 11 条のところに関しましては、やはりあの当時はやっぱ技術基準の要求事項をという形での整理になっておりまして。
0:14:28	やはり重要度の高い、いいものをに対する要求ということで該当なしということで、その当時、整理をさせていただいて、申請も行ってきたというものでございます。
0:14:43	はい、ありがとうございます。
0:14:47	引き続き第 11 条について、江藤媒介しますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	許可整合の 12 条ですと、試験または検査ということが要求事項になっておりますけども、大硫基準の第 1、11 条の方に適合させるという話になりますと、
0:15:07	試験または検査に加えて、
0:15:09	保守または修理ということが、追加で出て参りまして、機能の維持ということが求められてますけれども。
0:15:18	今回、数値増を追加する観点として許可整合の観点からという書きぶりになってますけども。
0:15:27	ホシまた修理も継続的になされていくというような理解でよろしいでしょうか。
0:15:35	中条ヨコボリですけども、そこはおっしゃる通りでございまして、現状の設計とかですねそういったものを変えるものではなくてですね保守または修理も適切に行えるようにですね。
0:15:46	そこは維持管理をしていくということで、ある種ちょっと運用とセットになる部分もあるかと思えますけれども、そちらも含めて対応していきたいと考えております。はい。規制庁渋谷徹ありがとうございました。
0:16:00	そうすると、許可整合も含めてスライド資料の方に反映されていくんだと思うんですけども。
0:16:11	ちょっとスライド資料に飛びますとスライド資料の 34 ページのところ、例えば第 3 編の、
0:16:19	についての、
0:16:22	許可申請等のスドウ整合性というところがありますけれども、
0:16:30	そうですね。ええ。
0:16:32	その部分に、その許可整合の関係からの記載が盛り込まれていくというそういう理解で、例えばですけどよろしいかったですでしょうか。
0:16:47	はい処理場の横堀です。おっしゃる通りですいませんちょっとこちらの部分についてその 11 条のところすみませんに抜けがありますけれども、おっしゃる理解での通りかと思えます。
0:17:01	はい、わかりました。今後、規制庁渋谷ですけども、今後、保安規定等の絡みとも含めて、
0:17:11	試験検査及び、
0:17:13	保守修理が行われていくということですけども、使用前矩形の検査につきましては、細かく書かれていて、保守等の検査等も、
0:17:26	同じように行われる話すとは思うんですけども、同じ部分と違う部分とかもあると思えますので、参考資料等に
0:17:37	機能の維持ということについて、どういう機能が維持されてることを、どうい、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:45	検査等を持って確認するかというような記載をいただければと思うんですけどもお願いできますでしょうか。
0:17:59	はい。処理場のヨコボリですけども、今の工面等というのは、今後、使用前事業者 キャンサー青等を実施、我々この設工認、しっかり検査をやっていくそれを、
0:18:13	今後保安規定等に基づいてですね、施設管理実施計画等に定め機器を盛り込んで、実際に刑事事件で、毎年検査を受けて確認していくわけなんですけれども。
0:18:27	その提示県でやるやっていくような内容を、参考資料に記載するということでしょうか。そうですねはい。どういう機能を、どのような方法で確認するかっていう。
0:18:40	件について、それぞれの設備についてと記載をお願いします。
0:18:48	はい処理場ヨコボリです承知いたしました。はい。よろしく願いいたします。
0:18:55	51 条については、
0:18:59	そんなところですかね。
0:19:02	他に、既設の座間からこの表について、十四条以外でもいいですけど何かコメント等ございますでしょうか。
0:19:18	延長イトウですけども、
0:19:20	すいません。表の中で、20、
0:19:28	21 条の、
0:19:32	3 号に対応した記載のところで、
0:19:37	ええ。
0:19:39	一番右の対応方針のところですかね。このためとあって、
0:19:44	圧力逃し機構について適合させることとしている、ご説明なんですけれども。
0:19:53	これはその第 2 回会合の対象の中では該当するのは鶴見町機構だからそう限定して説明してるんであって、
0:20:06	閉じ込め者はじゃないや、ごめんなさい。
0:20:10	焼却処理設備や金属用設備償却用設備に係るものについては、一応に同じ。
0:20:19	対応をとられるという説明なのか確認させてください。
0:20:30	はい藤処理場のヨコボリですけども、こちらにつきましては、
0:20:38	そうですねこっち
0:20:40	は 3、
0:20:46	江藤、あと、概ねですねこちらにかかる部分で申請するところになると。
0:20:54	はい。そっから第 2 編ですかねの閉じ込めのところですね誤操作防止インターロック。
0:21:03	等も該当する金属設備という観点で言えばあるんですが、こちらにつきましては、特段ですね
0:21:13	温度がかかる部分ではなかって高温環境下になったりとかですねそういった、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:18	ところに影響するものではないということで、実際に今回申請に該当するのは、この三瓶のところ。
0:21:27	のみがこの次条項に適合するかというふうに考えてございます。
0:21:33	衛藤規制庁の伊藤です。ありがとうございます。スライド第 2 回会合のスコープの中でということなのか、分割申請、旧前回、
0:21:46	見たときに、
0:21:49	第 3 編だけということなのかどっちでしょうか。
0:21:55	はい処理場のヨコボリですけどこちらは第全体、いいですね 11 編の中でこの 3 編がこの条項には該当するというふうな整理としてございます。
0:22:08	規制庁の伊藤です。そうしますと、
0:22:13	江藤。
0:22:15	圧力逃し機構だけを言ってますけれども、
0:22:20	県例えば継続溶融設備本体については、
0:22:25	現金原価でこの部分の対応がされているってということですかね。そのず、分割急に入っていないってことであると。
0:22:36	はい処理場のヨコボリさおっしゃる通りです。
0:22:39	それと別表 2 の中で、第 1 回会合であった別表 2 の中で、二重マルで整理されているってことですか。
0:22:58	三角ですかね。
0:23:40	あ、規制庁イトウですけれども、
0:23:43	以前、その提示いただいていた別表を見ると、今回の申請対象に入っているように見えたので、年間で確認したんですけども。
0:23:56	はい。すいません処理場のヨコボリですけども、別表 2 の時に、この 21 条の 3。
0:24:04	方ですね、にマルがつけてある、この金属用設備と、
0:24:08	焼却溶融設備等プラズマ溶融設備、こちらについては、ここに圧力逃がし弁が外、
0:24:17	統合されておりますので、その関係でここに丸をしているというものになります。
0:24:23	そうすると、
0:24:26	圧力逃がし弁以外の部分については、
0:24:30	次に
0:24:34	Kminかで説明済みの扱いにしてたってことですか。
0:24:40	はいそうですねそこはおっしゃる通りです。
0:24:43	それわあえっと、説明の仕方なんですけれども。
0:24:50	条文適合っていう、
0:24:53	意味で言うと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:55	生活力逃がし機構だけ説明すればいいわけではないと思うので、真木民家であっても、その全体として、
0:25:05	設備全体としてその適合するっていう、説明の工夫が必要なのかなというふうに今のお話を聞いて感じました。
0:25:19	はい処理場のヨコボリです。そうですねそこはおっしゃる通りかと思います。
0:25:25	実際にはこの辺のですね環境下においても当然閉じ込めが確保できるそういった
0:25:32	当然熱に対する設計をされている施設であったりということもございますので、
0:25:37	側溝はちょっと別表 2 の整理表の、今チェックとを行っておりますので、
0:25:44	そこでちょっと整理も含めて改めて確認をさせていただいて説明の仕方もちょっと整理をさせていただきたいと思います。
0:25:53	肥後。
0:25:56	ありましたと。
0:25:58	第 3 編の部分については、
0:26:01	今言ったのを、
0:26:04	大木原価部分の説明も含めてちょっと説明の仕方を今後工夫して、資料充実されるという理解でよろしいですか。
0:26:13	はい、おっしゃる通りです。
0:26:15	わかりましたありがとうございます。
0:26:25	はい、嶋村ですけど。
0:26:27	いいですか。どうぞ。
0:26:30	規制庁シマムラです。
0:26:33	先ほど 11 条の件で、
0:26:39	一部使用承認している
0:26:43	先ほど渋谷の方から言った排水貯留ポン酢とそれから保管廃棄施設Lの通信設備っていうのか。
0:26:52	あったかと思うんですけども。
0:26:54	パワポのほうの資料の、
0:26:57	4、45 ページ。
0:27:08	はい。そこですねそれで
0:27:13	そこに
0:27:15	排水貯留場仲谷排水貯留ポンドとその下に保管廃棄施設Lっていうのがあって、* の 5 っていうのがついててええと、
0:27:29	すでにその 3 で認可済みというふうに書いてあんですけど。
0:27:34	これはあれですかCのとき認可した通信連絡設備は、
0:27:42	今回のと共有の、今回申請している通信連絡設備と、おなじもので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:54	という理解でよろしいですか。おなじものというか、
0:27:58	すでに認可されたものここに載ってるのと、
0:28:06	上中福祉っていうんですかね、おなじものを申請してるってことでよろしいんでしょうか。
0:28:13	はい処理場のヨコボリですけども。はいこちらですね、この処理場地区、お伺い施設ってなってますけども。
0:28:22	こちらの各施設で同じものを使用するこちら、すべて屋外の施設、近隣の屋外施設になりますけども。
0:28:32	そこで使用するというものがあまして固定電話携帯電話と、また各トランシーバーですね、こちらについてはすべてすべて。
0:28:40	*の5をつけておましてこちらは認可済みというようなものと同じものを、
0:28:48	共用するものを、こちらに記載しているということになります。
0:28:59	はい。規制庁嶋村です。あそこそうだから今
0:29:04	かいいいアースコソツか。
0:29:07	位置付けとしてはもうすでに認可済みだから今回は、
0:29:15	申請してないという位置付けで考えてよろしいんでしょうか。
0:29:31	はい処理場のヨコボリですけども、この通信連絡設備自体は、もうすでに認可済みのものと同様のものになりますけれども、あくまで今回の申請としては、
0:29:42	それぞれNポンド以外にも、M1M2 特定保管廃棄施設そこで、これらの通信連絡設備各1台ずつ、もしくはトランシーバた時代もありますけども、それを、
0:29:55	使用するという観点で、今回こちらの申請書にも記載をして申請しているものになります。
0:30:01	今回の申請から除外してるわけではないってことですね。はいおっしゃる通りです。はい。はい。わかりました。ありがとうございます。
0:30:24	他はいかがでしょうか。
0:30:32	ただ、表の下から2段目の火災による損傷の防止についてちょっとお伺いいたしますけれども、
0:30:46	金属溶融設備とか、焼却溶融設営スライドで言うと、すいませんスライドで言うと28ページ目になるんですけども。
0:31:02	あれば、
0:31:05	はい第21条第1項第4号の、
0:31:11	4のところにもまた、すごいというのがあるんですけども。
0:31:15	表の方で示されてる、不燃性、難燃性材料である、古藤。
0:31:23	が、関係してくると思うんですけども。
0:31:27	この第

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	4号ですね、他含まれないっていうのは、
0:31:35	どういう理由によるものでしょうか。
0:31:39	はい処理場のヨコボリです。こちらの許可整合の観点で改めてちょっと整理をして、後
0:31:46	該当するとしておりますけども、こちらについては、各建屋とか主要な設備については、金貨のものになるということで整理をしておりますので、
0:32:00	まずこちらですね、今、ページ示し28ページのところは該当なしということでしております。今回の申請の対象ではないということで考えてございます。
0:32:11	はい、衛藤渋谷です。ありがとうございました。
0:32:21	はい他に、この表となど、きちんと資料番号224-2につきまして他に何かございますでしょうか。
0:32:34	また後で出てくるかもしれませんけども、先に進みたいと思いますので、5番の説明は終わりでいいのかな。
0:32:45	はい、じゃあ、六番の説明に入ってください。
0:32:52	はい。放射性悪臭城野北原です。続きましてコメントNo. 6になりますけれども、こちらはですね安全避難通路ということで第7編ですね。
0:33:02	これに対するコメントになります。内容としましてはですね技術基準規則第20条第3号、こちらについては、その処理場にはですね、設計基準時、事故というものについては該当するものがないと。
0:33:18	ということですので、第3号については適合は不要というところで許可整合の観点で説明したほうが良いというコメントでございます。
0:33:27	これ、
0:33:29	こちらについてですねスライドの方がですねページ番号でいきますと、65ページですかね、
0:33:44	はい。こちら技術基準規則への適合性のところの第20条のところになりますけれども、こちらの枠で囲んでるところにですね新たに緑の次の方ですね、追記の方させていただきます。おまして。
0:33:58	こちらの第20条のですね、いうところに関してはですね、これが避難用照明誘導標識誘導等ということに加えるということで許可整合の観点から異常が発生した場合にですね。
0:34:13	使用する照明器具として、各建屋にですね、充電式の投光器を配置すると。
0:34:20	いうところですね、こちらを申請書の方にですね、このように時、追記の方させていただきますというふうを考えております。
0:34:28	ナンバー6の回答としては維持、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:35	はい規制庁シブヤですはい、ありがとうございました。避難だけに持ち得るものではなくて、異常対応についても用いるということが富岡区になったかと思えますけれども、規制庁側から何かコメントございますでしょうか。
0:34:55	はい、じゃなければ次 7 番をお願いいたします。
0:35:03	はい処理場の北原です。それでは次コメント第 7 番ですけれども、こちらと同じく第 7 編に関するコメントでございまして、安全避難通路に含まれる設備については土岐建築基準法もですね。
0:35:16	満足するよう設置している旨がわかるよう、参考資料に示すことというコメントでございまして。
0:35:25	あと下 8 もあわせて同じところになりますので、あわせて説明させていただきます。ナンバー 8 についてはですね検討時間ですね、こちらについて避難に必要な時間であるということは能勢前回のヒアリングで説明させていただきましてその旨をですね、参考資料に示すことと。
0:35:43	それでこちらと同じように参考資料の方に記載の方させていただいてございまして、こちらがですねページ番号でいきますと、113 ページになりますかね。
0:36:02	はい、こちらですね 113 ページ参考資料というところで、こちら避難用照明についてはですね、建築基準法等を満足するよう以下の観点から必要な照度必要な数量を配置していると。
0:36:16	いうところで、まず建築基準法についてはですね、建築基準法の施行令第 126 条の 5、熊谷が該当する条項となっております、こちらの中でですね。
0:36:29	照明については直接照明とし、床面において、1 ルクス以上の照度を確保することができるものという場面において、10 ルクス以上の処分ができるものとする。
0:36:40	二つ目が予備電源を設けると、三つ目が非常な場合の照明を確保するために必要があるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
0:36:50	もう一つがですねこちら非常用の照明装置の構造方法を定める件ということで、こちらですね平成 29 年 6 月 2 日のですね国土交通省の告示。
0:37:01	ございまして、こちらの中ではですね、非常用の照明装置は、常温下で床面において、水平面照度で 1 ルクス蛍光灯または LED ランプを用いる場合に あった 2 ルクス。
0:37:14	この照度以上を確保することができるものとしなければならないということで規定の方がございます。
0:37:22	次にですね、114 ページになりますけれども、こちらですね誘導標識及び誘導等についてはということでこちらはですね、建築基準法ではなくて障防法になりまして
0:37:35	消防法ですね施行令第 26 条ですね、耕地や誘導灯及び誘導標識に関する基準額の方の記載がございまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	この中でですね避難口の誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の 10 日とし、防火対象物またはその部分の避難口に、避難所有効なものとなるように設けることと。
0:37:58	通路の火誘導等は避難の方向を明示した緑色の透過として防火対象物またはその部分の、廊下階段通路その他は緑色と、もし防火対象物発部分避難所の設備がある場所に、
0:38:12	避難所有効なものとなるように設けることと、誘導灯には非常電源オフ、付置することで誘導標識は避難口である旨また避難方向を明示した緑色の標識とし、
0:38:22	多数の目に触れやすい場所に避難上有効とな、有効なものとなるように設けることというふうな規定の方がございます。
0:38:29	コメントNo. 7 に関しては以上でして、次にコメントNo. 8 のですね検討時間ですけれどもこちらは所とどこに記載してございまして、なお書きでですね避難用照明の、
0:38:42	点灯時間については法令要求ではないんですけれども、各施設のですね、最も距離があるところが避難するために要する時間の方ですね、考慮して 10 分以上というふうに設定していると。
0:38:55	そういうところですね、こちら参考資料として追加の方させていただきたいと思えます。
0:39:01	はいコメントNo. 7 と 8 の説明については以上となります。
0:39:06	はい、規制庁シブヤですありがとうございます。2 ルクスという値や、ケチ感覚など、その数値的なものなどが、他の法令に依存して、は決まっているものについてはその根拠を示してくださいということでその根拠情報が明らかになったかと思えますけれども、何かコメントございますでしょうか。
0:39:33	ほぼ、はい。なければ次 9 番お願いします。
0:39:40	はい。はい九州城野北原です。続きましてコメントNo. 9 ですけれどもこちら第 7 編のコメントになりまして、こちらですね予備電源と、内蔵する蓄電池等から給電するものがあると。
0:39:54	いうふうな説明させていただいたんですけれども、そちらについては施設ごとに書き分けた方がよいということでコメントをいただいております。
0:40:03	こちらについてはですね設計のところになりますかね 59 ページになりますけれども。
0:40:13	こちら設計仕様の方ですねこの(1)の避難用照明誘導標識及び誘導灯の台数というところですね、この中にですね、給電方法というところで記載の方、
0:40:28	してございまして、第 2 廃棄物処理棟の以外の施設についてはすべて蓄電池をによる給電の方実施しているというところで、第 2 廃棄物処理棟の方ではですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:39	こちら台数を分け分別しまして、蓄電池 2Aの給電によるものともう一つ塗油ディーゼル発電設備からのですね、予備電源ですね、こちらによる給電方法という形でこのような設計しようと。
0:40:53	いう形で、土俵の方を改めさせていただきたいというふうに考えております。
0:40:58	ナンバー9 のコメントに対する回答としては以上になります。
0:41:02	はい規制庁性別ありがとうございました。蓄電池か予備電源活用については機器の種類ではなくて、末松ができてというお話がありまして今回、タテアキが具体的に言うと第二種廃棄物処理棟の一部だということが明らかになりましたけども、
0:41:18	何かコメントございますでしょうか。
0:41:25	はい、では次 10 番お願いいたします。
0:41:34	うん。
0:41:45	はい甲斐駐車場の北原です。まずコメントNo.10 ですけどもこちらですね処理前廃棄物保管場所と発生廃棄物導管場所第 8 園に関するコメントですけども。
0:41:57	両保管場所についてということでこちらは技術基準規則第 36 条第 1 号のところがございまして、こちらにですね
0:42:09	まず通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量をですね、有することというところについてその観点から、その廃棄物の出入りがわかるフローを示しその最大保管数、本数の考え方を、
0:42:24	説明することということでこちら資料の 224-3。
0:42:28	を提示させていただいております。それでは土佐ちゃんの資料について横堀課長の方から説明の方お願いいたします。
0:42:37	はい処理場のヨコボリですけども、こちらのコメントをに対する回答ということで、資料としては 24-3 ということで、別資料でお送りをして
0:42:49	させていただいたものになります。
0:42:51	まずこちらの回答ですけども、デイリーがわかるフローということで、5 ページ。
0:42:59	以降です 5 ページ 6 ページに、
0:43:01	このフローを付けさせていただきます。こちらちょっと本文に記載させていただいてますけれども、
0:43:08	以前ヒアリング、平成 29 年なので前ですけども、そちらのヒアリングでも一応 1 度ですね、ご質問とかコメントいただいて回答した時に、
0:43:20	お示したものをそのままちょっと引用しているものになりまして、
0:43:25	ですので
0:43:26	データとしてちょっと平成 29 年、どの大物を年間処理の発生に対する部分で整理したのになりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:34	ただ大きくですねこの発生量が、ここ近年大きく変わるものではないのでこちらの資料を示してございます。
0:43:43	発生量は主に分類として可燃物や不燃物、不燃物も難燃物や金属非金属ルー等、そういった部分が、
0:43:51	ございます。で、我々のこの施設は使用施設、ですね、も含めて、取り扱い許可をいただいておりますので、こちらのJRRⅢユースフル。
0:44:03	のような、原子炉施設に加えてJ-PARCっていうRI施設であったり、燃料試験施設というような使用施設、そういったところも、
0:44:13	発生量としては当然見込まれますので、そういったものを含めた形のものになってございます。で、主に可燃物につきましては一番上の焼却処理設備ですねこちらの第1廃棄物処理棟になりますけども。
0:44:26	こちらで処理を、現在も仕様の部分とかですね、そういった部分については、
0:44:33	維持管理で発生するものなどは、処理をしたりしてますけども、こちらで処理をする。それから、
0:44:39	一部その下ですね焼却処理、熔融設備の焼却炉の方でも、処理を行うことが可能となつてございます。それは減容処理棟に設けるものになります。
0:44:50	衛藤。
0:44:53	それらを処理することで焼却灰が発生しますが大体発生量としては、65この表の通りとなつてございます。
0:45:01	難燃物については、民謡処理等の焼却熔融設備等で処理を行っております。
0:45:10	また金属については同じく減容処理棟ですけども、暑く圧縮装置ですね、とか金属熔融設備の熔融炉をそういったところで処理を行って、
0:45:21	宿題や熔融固化体を作成するというものになります。
0:45:25	また非金属については、
0:45:28	焼却熔融設備、焼却ポツ、熔融設備のですね良い熔融炉の方ですね、こちらで非金属等を、熔融処理をして、
0:45:37	またこちら共固化体ができるといったものになります。
0:45:40	それから下圧縮って書いてますレベルが高いBワンレベルのもの、こちらは第2廃棄物処理と一番下になりますけども、固体廃棄物の処理設備ポツ2というセル内にある施設になります。設備になりますけどこちらで処理を行って、
0:45:54	コンクリートブロックタイトが発生するといった、そういったフローになってございます。6ページの方が液体になります。
0:46:03	液体につきましては、こちらですね、これ、これも当時の資料になってますので
0:46:11	アスファルト固化自体は今もう使用をやめることに停止することにしてますので、この主に上の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:17	一番上の排水貯留ポンドをによる、希釈処理ですね。それから、
0:46:22	蒸発処理。
0:46:24	装置のポツ 1、それからセメント固化ということで、こちらで現状処理を行うと。
0:46:30	そういった液体廃棄物についてはそういった処理に、の系統になってございます。
0:46:36	これらのフローを踏まえまして、
0:46:38	A1 ページに戻っていただいて本文の方で中身の説明をさせていただきます。
0:46:45	それで 1 ページのですね第 3 パラから第 4 パラグラフまでは今、概ねご説明をしたフローのところになりますので、
0:46:53	その下はですね一行開いた後のところのところから説明させていただきます。まず固体廃棄物のうち、可燃物ですねこちらは主に先ほどのご説明の通り第 1 廃棄物処理棟の、
0:47:05	焼却処理設備において焼却処理を行うということになってございます。発生施設から発生する可燃物の量というのは先ほどの通り 500 約ですね、354 立米パー年と。
0:47:17	ということで、処理後の焼却灰は約 65 本、200 リッタードラム缶換算で 65 本発生するということになります。
0:47:25	処理を行う可燃物、こちら先ほどの 354 立米、こちら 200 リッタードラム缶換算で 1770 本になりますけども、
0:47:33	こちらについては処理前の廃棄物ということで、第 1 廃棄物処理棟の廃棄物一条木場。
0:47:41	最大 800 本ですね。それから固体廃棄物の一時保管等、こちら最大八本になりますけども。
0:47:49	に保管、一時的に保管処理前に保管すると、その他にですね差分で 170 分ほどを、これマックスでやった場合ですけども。
0:47:58	ありますけどもそちらは、解体分別保管棟の処理前廃棄物保管エリアというところで約 1000 本を設けておりますので、そちらで処理前の廃棄物を十分に
0:48:08	置いてですね順次処理をしていくということが可能となってございます。
0:48:13	また処理後の焼却灰につきましては、こちらの灰取り出し室というところに設け置きますけども、ここの容量は最大約 8 本となっております。これは、
0:48:23	定期事業者検査とかですねメンテナンス期間等も除くとですね約 9 ヶ月間で、処理で発生する焼却灰がありますこれらの発生量が 50、65 本ということで、
0:48:34	この、
0:48:36	65 億の 9 ヶ月で除して 1 ヶ月当たり約 8 本。
0:48:40	程度が発生するというので、償却で発生するものについては廃取り出し室で約 8 本の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:49	置くことができるといったものになってございます。
0:48:54	で、その下ですけども、同じくですね、可燃物につきましては先ほどのフローでもお示した通り、第1廃棄物処理棟の償却も同じ観点についてはプロジェクトリーダー。
0:49:05	において現在焼却処理行っておりますけども、それ以外にですね、減容処理等の焼却没溶融設備の焼却量においても、処理が可能というものになってございます。また減容処理棟に関しましては、
0:49:17	難燃物も含めた焼却処理やプラズマ溶融、また金属高圧圧縮による、
0:49:22	圧縮処理は溶融処理ですね、それから金属については、プラズマ溶融と、そういった焼却可燃物以外にもですね、処理を行うことが可能となっております、
0:49:33	これが発生量を合計すると541。
0:49:37	立米パー年ということで、200リッターのドラム缶換算で2255本になります。これらをそれぞれの各処理設備で処理をすることで、発生量として234ほど。
0:49:51	発生すると。
0:49:52	ということになります。
0:49:54	この場合ですね、処理前の廃棄物につきましては減容処理棟の一時保管室というものでですね、一本、
0:50:04	こちらは処理前と発生廃棄物、計上している置き場になりますけども、のほかにですね差分の770755本がありますけどもこちらは解体分別保管棟の、
0:50:16	処理前廃棄物の保管エリアということこちら1000先ほどの同じ1000本ですね。
0:50:21	受けておってそこで保管ができます。また発生廃棄物、234本についてもですね。
0:50:27	こちらですね、一時保管室等処理廃棄物保管場所をこちらの保管エリアでこちらで調整することですね。
0:50:35	発生廃棄物の分も、一時保管室において保管することが可能な容量となっているというものでございます。
0:50:42	なおですね最も発生量が多い可燃物につきましては、主に伊田市原といいます。
0:50:48	板井処理等の焼却処理設備にて処理を実施しておりますので、減容処理等の一時保管室については、解体物保管等の、
0:50:59	処理廃棄物保管エリアについては十分な裕度を有する設計ということで設定をしているものでございます。
0:51:06	で、
0:51:08	あとですねちょっとその次のパラはですね先ほどのフローにはちょっと入っていないんですけどもこちらは発生量がちょっと不定期なもので、何かフローにして、Aとさ、シートができないんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	解体分別保管棟に設ける、解体室において不定期に発生する大型のですね、解体処理ですとか、1立米の容器イトウに収納している廃棄物なんかを処理を行ってございまして、こちらは年間約300本ほど廃棄物が発生して、処理後ののは、廃棄物が発生してございまして、
0:51:39	こちらについては物品検査エリアという、発生廃棄物保管場所をが、最大132本、保管できるんですけども、こちら先ほどの焼却と同じでございまして、定時検の期間とかメンテナンス期間の9ヶ月で、
0:51:54	計上して1ヶ月当たり約35分程度の発生ということで十分な裕度を有する設計としてございまして。これは
0:52:03	不定期に発生する大型の廃棄物を取り扱うことによってございまして、発生量というのはいくらばらつきがあつたりしますので、
0:52:11	ここは十分な裕度を有して設定をしているものでございまして。
0:52:16	続いて
0:52:17	線量の高いB湾の廃棄物ですねこちらの第2廃棄物処理棟の固体廃棄物処理設備ポツ2で圧縮処理を行うものになってございまして。
0:52:26	発生施設から発生する廃棄物約2.5立米パー。
0:52:31	辺ですね、こちらが30リッター、容器で84本分でございまして、
0:52:37	処理後ですね、圧縮した廃棄物を3体程度を封入した。
0:52:42	コンクリートの内牧野ドラム缶になりますけども、こちら
0:52:47	一本、またはコンクリートブロック体、200リッタードラム缶に換算するところ本部になりますけども、
0:52:54	そういった合計28本、大庭稔で発生してくるというものになります。
0:52:59	第2廃棄物処理棟で受入れる、B湾の廃棄物については、通常発生施設から1日3対2掛ける4日ですね。
0:53:09	お椀化キャンペーンとして受け入れを行っているということで、
0:53:13	こちらはですね受け入れた廃棄物は処理前廃棄物の収納整理というところで、最大36本。
0:53:20	保管できるようになってございまして、こちらですね、不定期に発生するということもございまして3倍程度の裕度は有し、確保しているというものでございまして。
0:53:29	処理場に発生する保管体についてはですね、コンクリート内張りのドラム缶で、
0:53:35	表面線量率によってはコンクリートブロック体いいということで、数は少ないんですけども発生するということになります。これらの保管体はワンキャンペーンで4本ほど発生しまして、
0:53:47	コンクリート中に普通の方には最大16本保管して、順次保管廃棄施設に搬出するという運用を、対応を行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:58	ということで発生量も含めて裕度を持った設定としているというものでございます。
0:54:04	以上が固体廃棄物の処理に係るですね、
0:54:10	ところ、保管場所の粒度の話になります設定になります。
0:54:14	続いて液体廃棄物ですけども、こちらはA及びB湾の一部ですね、こちらは第3廃棄物処理棟の蒸発処理装置ポツ1において蒸発処理をしてセメント固化装置でセメント固化を行うと。
0:54:27	ということになります。で、発生施設から発生する液体廃棄物のうち蒸発処理の対象は約120立米パー年。
0:54:35	でありまして、仮に全量をですね第3廃棄物処理棟で処理した場合、処理後に、セメント固化体というのが16体、16本ですね発生するというものでございます。
0:54:47	セメント固化体は固化体保管エリアというところで最大40本を保管できる場所がありますので、そちらで保管しますけれども、こちらですね液体廃棄物の発生量と流動的でございますので、
0:54:59	年間ですねセメント固化体の発生量に対して今2倍程度、裕度を確保して設定しているというものになってございます。
0:55:07	以上が今回コメントいただいたことに対する処理前、藤橋廃棄物保管場所のですね、容量に関するフローもお示した上でということ、
0:55:17	ご回答になります。以上になります。はい。有賀規制庁しばらくありがとうございます。法令要求としては、保管容量が十分にあることということですが従来の資料ですと、それぞれの部屋等の面積と、
0:55:33	ドラム缶等のおける数だけが示されてましたけども、今回フローが示されたことによって、それぞれの保管本数の設定が発生受け入れが想定される。
0:55:46	量に対して、十分であるということが示されたかと思えますけども、規制庁側から何かコメント等ございますでしょうか。
0:55:57	シマムラですけど、
0:56:03	すいません
0:56:05	図の1と図2の数字は
0:56:09	平成29年度のものってということで、まだ原子炉施設については
0:56:16	動いてない。
0:56:20	時期だと思わんですけれども、この、その後JRRスリーとかNSRRとか、運転を開始してますけど。
0:56:30	運転開始してもそんなに、
0:56:33	今度費用が増えるってことは、
0:56:44	処理場のヨコボリですけども、すみません説明の言葉足らずで申し訳ありませんこちらはですね、当然、運転したパー位に発生する量ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:55	そちらを覆う想定したものということになってございますので、現状運転が始まってからの発生している廃棄物の量とそれほど大きく変わるものではございません。
0:57:09	規制庁するんですが、この平成 29 年度っていうのは、25 年度に計算したものでいうことで、
0:57:19	そ原子炉施設の運転した状態で算出してるとってそういうことですね。
0:57:26	はい処理場個別おっしゃる通りです過去の実績等も踏まえまして、それから考慮してですねこの数値を出しているというものになります。
0:57:36	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:57:41	他にない、何かございますでしょうか。
0:57:50	はい、じゃあ、知久中一番お願いいたします。
0:57:58	はい。廃棄物処理場の北原です。それではコメントNo.11 ですがけれども、こちらですね処理前配給増加の所は 1. 廃棄物保管場所とあと、代休辺のですね固体廃棄物一時保管等も含めた、
0:58:12	ところの数コメントでございまして、内容としましては技術基準規則第 36 条、第 1 項第 3 号についてですね、こちら適合する必要があるというその理由を記載するようにというところですねえと。
0:58:27	させていただいてございまして、こちらですね該当するところがですね 83 ページですかね。
0:58:39	はい。こちら技術基準規則への適合性のところですがけれども第 36 条第 3 項ですね、ぬこうにですねその理由の方で記載させていただいてございまして、第 8 円だけ説明しますけれどもこちらの申請対象。
0:58:55	設備ですねえと保管する放射性廃棄物には、核燃料物質及び使用済み燃料はないということから、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱を考慮する必要はないと。
0:59:09	またということ化学薬品については発生元で中和を行った上で、容器に収納するということから、著しく腐食する恐れはないためということで、いずれも該当しないと。
0:59:20	いうふうにですね、こちら記載のほうを改めさせていただきたいと思います。
0:59:24	はいNo.11 に対する回答としては以上になります。
0:59:28	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございます。廃棄物のキャラクターゼーションを踏まえて×理由ばってん理由の下を充実するということですがけれども、規制庁から何かコメントございますでしょうか。
0:59:49	はい。では次 12 番お願いします。
0:59:55	はい。処理場のキタハラです。コメントNo.12 になりますけれども、こちらは等は、処理前と発生配給総観場所について新規性基準前の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:06	状況について説明することというところになります。こちらはですね技術基準規則第 36 条第 1 項及び第 2 号がですね、ここがこちらへの構造及び要領の
1:00:19	事項になりますけれどもこちらについてのがですね新規基準によって初めて規制対象となったというところで、これで 9 人か対応が必要になったというところで認識している。
1:00:31	いうところでございますちょっと資料の方はですねまた別途、作成してですね後日示させていただきたいと思います。回答としてはすいません以上になります。
1:00:42	はい、規制庁シブヤありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。
1:00:50	別府委員。
1:00:53	系統シブヤですけども、別途っていうのは、どの段階を想定されてるのでしょうか。
1:01:09	はいすいません処理場のヨコボリですけども、すいませんこちらの回答資料につきましては、現在旧許可とかですねそういったところを確認して、当然、そこら辺、そういった旧許可に求め入っているものでないというようなことは確認をさせていただきます。
1:01:26	一応そういったもろもろですね、他の認可も含めて許可も含めていろいろちょっと確認をさせていただいて、今整理中でございます。ですので、
1:01:36	なるべく早く資料を提出したいと思うんですけども、来週の。
1:01:40	中旬ぐらいにはお示しできるかと、お送りできるかと思ってるんですけどもすいませんちょっと明確な回答ができず申し訳ありません。
1:01:51	はい、ありがとうございました。
1:01:55	またその時に細かく伺います、いたします。他に何かありますでしょうか。
1:02:03	はい。では次、13 番お願いします。
1:02:08	はい。配給処理上のキタハラ別、それではコメントNo.13 ですけどもこちら代休編の固体廃棄物一時保管等についてのコメントになります。香田廃棄物理事保管等において、周辺監視区域境界の空間線量率が、他施設と比較して小さいと。
1:02:26	いうことで影響は無視できるとしているというこの説明の方させていただいたんですけども、他施設との比較ではなくてですね、評価値を定量的に記載してですね、問、
1:02:37	年間 1mSv との比較と合わせて 50 マイクログレイですね、こちらを下回ることにしても定量的に記載することと、これらを踏まえ許可との整合性のところですね。
1:02:48	教科書の添付書類 8 方針 14 の設計方針を追加することというコメントでございました。こちらについての回答というところではですね代休編のですね、まず設計条件になりますけれども 94 ページになりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:09	はい。第 9 編の設計条件の構造のところですね、人の居住の可能性のある敷地境界外における線量当量率というところで条件としまして、年間 50 マイクログレイと 1mSv法両方を記載してございます。
1:03:26	この下の方にですね、その人の居住の可能性のある敷地境界外の空間線量率というところで、技術基準に関する規則第 16 条に従って原子力規制委員会が定める線量限度である、年間 1 ミリシーベルようにするとともに、
1:03:47	許可基準規則の解釈ですね、こちらの第 27 条に従いまして、発電用軽水型減少施設の安全審査における一般公衆の線量評価についてというところで示されております空気カーマで 50 マイクログレイ、年間 50 マイクログレイ以下と。
1:04:03	なるようにするというところで設計条件の方に追加の方させていただきます。
1:04:08	こちらについて定量的な結果をお示しするということですのですけれども。
1:04:18	104、4 ページの方ですかねまずすいませんと 104 ページの方にですね現許可書の添付書類 8 の方針 14 を追加するというところに関しに対してですね
1:04:33	ですけれども、こちら左側の A のところですね、減少設置変更許可申請書の方針 14 ということでこちら工事等工場等周辺における直接ガンマ。
1:04:44	先頭からの防護。
1:04:47	第 27 条ですね。これに対する適合のための設計方針の方追加の方させていただきます。
1:04:58	代休編の A のところですね、添付書類ということで遮へい計算書をですね 108 ページの方に追加の方させていただきます。
1:05:12	で、このようにですね概要と計算方法のですね、あと、評価というふうな形で記載の方させていただきます。評価の方ですね、人の居住の可能性のある敷地境界外の、
1:05:26	評価点についてはということで直近の評価点 P6 を設定していると。P6 というのはですねこの三分の 2 のところのですね、評価点というところで建屋からこの距離にあるところにですね、評価点 P どこ。
1:05:40	設定してることをこちら図面の方で示させていただきます。
1:05:45	で、これに対する評価結果ということで荒谷長さんということで評価結果の方追加をさせていただきます。こちらに紙を示しております通り実効線量空気カーマともにですね。
1:05:58	こちら基準値を下回ることをですね、計算結果によって確認しているというところをですね、遮へい計算中の方にですね、追記させていただきます。
1:06:08	追記するというところでへと変更したいというふうに考えております。
1:06:12	コメント No.13 の回答については以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:17	はい、規制庁シブヤですありがとうございました、固体廃棄物一時保管等の遮へい計算が示されましたけども、これについて何か市長からございますでしょうか。
1:06:31	戸崎清とシブヤですけれども、特に6点で評価したということですけども。
1:06:38	このP6点というのは、この固体廃棄物一時保管等々、周りの施設の影響を含めて、今境界上で一番線量が高いと考えられる地点ということよろしいでしょうか。
1:06:59	廃棄、原価元廃棄物処理場のストウです。こちらはですねまず答え空き物一時置く案等から直近の敷地、記載の通りの人の居住の可能性のある敷地境界外での、
1:07:14	評価を行ったものとなっております。
1:07:18	なのでこちらについては欠固体廃棄物一時保管棟単体のものとなっております、
1:07:24	間にあるものなどはすべて遮へい等を考慮せずに、設定したものでございます。
1:07:34	はい。規制庁曾我です。
1:07:37	そうしますと、例えば、許可基準のほうでいきますと、50マイクロA。
1:07:48	50mSv振れします。
1:07:52	パイパイの方の、
1:07:56	動かしているかどうかの評価の値としては、
1:08:02	まだ使えるものではないということになるのでしょうか。
1:08:24	考慮した設備原価検証用のストウです。
1:08:29	しちゃってるのはそうですね他の施設との合算の数字が50マイクログレイを超えないということ理解でよろしいでしょうか。
1:08:40	そうですね。それも、この資料で示されるかどうかということなんですけれども。
1:08:47	もちろん
1:08:48	簡単にも示していただく必要があります。合算で、ホシが負担でも、そのあたりを50mSvバイヤーを超えないということを、
1:08:58	出してることになる、なりますでしょうかという質問でございます。
1:09:11	原価検証以上のストウです。そうしますとそちらの合算値につきまして資料の方に含めさせていただき今回答器物一時保管棟ということで他の保管施設ではありません。
1:09:25	解体分別保管棟であったり、
1:09:29	何だ、IT、
1:09:32	等の保管施設等の合算値を記載させていただきます。
1:09:37	規制庁渋谷ですよろしく願いいたします。
1:09:41	もう一つ、施設のイトウですけども。
1:09:44	多分前回も同じ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:49	質問をして、示しますという回答をいただいていたと思うんですけれども。
1:09:57	前回、あまりそういう質問の意図だとは認識しなかったってことですかね。
1:10:06	原価減少以上のスドウです。一応ですねこちらは過去のですね。
1:10:11	日英面談の中でですねご説明さそうです。過去のですね、日中でですねご説明をさせていただいて、
1:10:25	うん。
1:10:26	失礼しました。音声が見られておりました。
1:10:30	こちらにつきましてはですね過去の面談で示させていただいた数字ですね過去の保管季節の数字と合算したところ、
1:10:38	それでも 4.7 マイクログレイ。
1:10:41	パー年といったところは確認しているものでございます。
1:10:46	こちらにつきましてはですね、数字抜粋はね、すいません。資料にはすごく漏れてしまいましたので追記させていただきます。
1:10:57	わかりましたP6. で 4.7 マイクロで、この答え、一時保管等の企業はその 3 桁目にかかるっていうそういう理解でよろしいですか。
1:11:10	原価研修所のスドウですおっしゃる通りでございます。
1:11:14	はい、わかりましたありがとうございます。
1:11:19	あと、同じページの左側の計算モデルですけれども、これは壁の、
1:11:27	建屋の壁の厚さは 20 センチメートルという理解でよろしいでしょうか。
1:11:36	喧嘩元処理場のスドウです。
1:11:38	そうですね先ほど説明が終わってしまった前回いただいた質問の中で、壁の厚さが幾らかといったところがございましてこちらの表に示す通り、
1:11:49	各閉店 2 メーター 20 センチでございます。
1:11:54	計と首尾が出たありがとうございます。
1:11:57	これは遮へいを行う上での建屋としての使用になるのでしょうか。
1:12:08	原価減少以上のスドウです。おっしゃる通りですねこの 20 銭ちいにおいて、その結果をもって、50 マイクログレイにも達しないといったところで、
1:12:19	担保すべき数字では、
1:12:22	あります。以上です。
1:12:24	規制庁シブヤですありがとうございます。今、添付資料に記載がありますけども、20 センチという壁厚値を本文中に記載いただけますでしょうか。
1:12:44	全件処理場のスドウs承知しました。本文の、
1:12:49	表とかですね、後待機物一条関東の構造あたりを示すところにですね仕様寸法のあたりに、壁の厚さということで追記させていただきます。
1:13:00	江沢渋谷ですよろしく願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:05	他に何かございますでしょうか。遮へい計算について何かございますでしょうか。
1:13:16	14 番お願いします。
1:13:22	はい。元が元処理場の北原です。それではコメントNo.14 ですけども、こちらですね答え廃棄物一時保管等がですね、今回炉施設、ロセスとして当局。
1:13:35	初めての許可を得る施設であるというところから耐震計算、方針書の添付が必要となるというところのコメントでございます。
1:13:45	耐震計算方針書というところを設工認に申請書の方に追加の方さしていただきたいと思います。
1:13:53	それじゃスライド資料としましては 110 ページの方にですね、こちら耐震計算方針書というところで、一般事項建屋の構造とか、
1:14:05	寸法とかですねそういったところを示させていただきましてあと構造設計方針に関して基本方針ですね、こちらのそれぞれ別許可基準と技術基準規則の
1:14:18	解釈の基本的な考え方を参考にして以下のように行うというところで①から④の、この考え方を参考にして行うということを記載の方させていただいております。
1:14:29	その次のスライドの方にはですね、耐震評価結果というところで左側の基本方針に対して評価結果ということで示させていただいております、この、
1:14:39	今どき一つ目がですね、試験炉設置許可基準規則に基づき算定する、地震力が作用した場合においてもですね、害現象性と十分に支持することができる。
1:14:50	地盤に設置するというところの基本方針に対して、この評価結果の方で短期の接地圧の方が、短期の時耐力をこちら下回っていると、いうところで評価結果を了というふうにしております。
1:15:03	二つ目ですけども、こちら常時作用している荷重及び運転時に施設に作用する荷重と静的地震力を組み合わせその結果発生する応力に対して安全上適切と認められる規格及び基準による、
1:15:19	許容力度共用限界とするというところで、許容応力度について評価しましたところこちら最大検定比の方がですね、11 を下回っていると。
1:15:29	いうところから評価結果を了としております。
1:15:32	三つ目ですけどもこちら建物構築物の保有水平耐力が、必要な保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた、妥当な安全余裕を有していること。
1:15:45	についてですけども、こちら評価結果について保有水平耐力のこちら最小値の方が、こちら一応十分に上回っているというところからですね、評価結果を良というふうにごちら記載の方させていただいております。
1:15:59	はい。コメントNo.14 については以上になります。
1:16:03	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。Cクラスの建屋について耐震計算方針が示されましたけども、これについて何か質問等ございますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:23	はい。なければ次、15 番をお願いいたします。
1:16:28	すいません。規制庁の伊東ですけれども、
1:16:34	今の方針書のところは説明いただいたんですが、
1:16:39	の設計仕様とか、っていう意味ではどういう記載になるんでしょうか。
1:17:11	はい。処理場のヨコボリですけども、江藤。
1:17:15	こちらの施設数はですね最終の評価を行って今お示した通りの評価結果になっておまして。
1:17:23	特段その工事等を新たにする必要がない施設になってございますので。あくまで、
1:17:31	設計仕様のところは今の記載の通り、特段
1:17:36	実耐力の面とかですね、保有数字、材料協力度が満足することを各区にして、新たな工事が不要ということで今のところ整理をかけておまして。
1:17:48	方針書の中で本来方針賞なので、あまりその評価結果とか定量的なものを示すって今までちょっとあまりなかったんですけども、方針書の中で、定量的な数字を示す。
1:18:00	形で
1:18:02	補正申請をするということで今のところちょっと考えております。
1:18:07	規制庁の伊藤です。
1:18:08	今の表示していただいている構造っていうところは、
1:18:13	申請書の設計資料の記載をそのまま抜粋してるっていう理解でいいんでしょうか。
1:18:20	まず若干追記してる場所あるかもしれないですけど。
1:18:24	はい。処理場ヨコボリです。おっしゃる通りです。緑のところはコメントいただいたもので今回追記したものですけども黒字のところは、現在申請しております、申請書のものをですね、転記しているものになります。
1:18:38	既設のイトウですありがとうございます。説明の仕方だけなのかもしれないんですけど、例えば一つ目のパラで、
1:18:47	使用の許可を取得している施設であるっていうのはこれは設計仕様なんですかね。
1:19:01	はい処理場のヨコボリですけれども。そうですねそこはちょっとおっしゃる通り設計しようというものでは確かにはないです。申し訳ありません。おっしゃる通りですね。工事不要リアルっていうのも、何か経緯を書いている文章に見えて、
1:19:19	基準要求に対して、このような仕様で設計を満たしているんですっていう。
1:19:25	説明には、
1:19:29	なってないように見えて、パーツはあるような気がするんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:37	はい処理場ヨコボリです。申し上げましたしかおっしゃる通りかと思えます。こちらについては、確かに今ちょっとその経費というかそこに近いものになってますので、
1:19:47	しっかり基準に対してこの施設については要求を満足しているということが、わかるような記載にちょっとここは大幅になるかと思えますけどもちょっとす。
1:19:57	修文をさせていただきたいと思えます。
1:20:00	規制庁イトウですご検討よろしくお願いいいたします。
1:20:06	はい。他に 14 番について何かございますでしょうか。
1:20:19	はい。いただければ改めまして 15 番お願いします。
1:20:24	はい。原価検証以上のキタハラですそれではコメントNo. 15 ですけども、こちらです。ね台数技術基準規則の第 36 条第 2 項に報告を伝え、
1:20:36	ということの中でその汚染が広がらないようにするという、要求事項についてというところで、こちらです。ね廃棄物の搬入時においてその固体廃棄物人保管等に設置しているシャッターです。ね、そちらを開放する時においてこれを満足する。
1:20:50	必要があるということで、運用対応という説明の方前回ヒアリングの方ではさせていただいたんですけども、それ一で担保するというのであればその旨を設工認申請書に、
1:21:01	記載するようにというところのコメントでございました。これに関してです。ね、まずこちらのちょうどこのうちの 95 ページのスライドの方の設計仕様の方です。ね。
1:21:12	こちら緑で記載の方させていただいてるんですけども構成のシャッターを設けているところで、搬入以外の開口部は設けない構造とすることに加え、その廃棄物の搬入時等でシャッターを開放する際はそのシャッター開放前に金属製容器の、
1:21:29	保管状況に異常がないことを確認するというところをです。ね、追記の方させていただいてございます。
1:21:36	技術基準規則に対する要求事項のところです。ね、102 ページになりますけれども、こちらです。ね。
1:21:44	記載の追記の方をさせていただいてございます。第 36 条第 2 項に適合するためということで、固体廃棄物維持保管等の廃棄物の、
1:21:55	搬入公営構成のシャッターを設置しているんですけどもそれ以外、あと開口部を設けない設計とすることに加え、先ほど同様にです。ね廃棄物の搬入時等でシャッターを開放する際はシャッター開放前に、
1:22:07	金属製容器の保管状況に異常がないことを確認することをです。ね保安規定または下部規定に定めることによって放射性廃棄物による汚染が広がらないようにすると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:19	いうところですね、満足しているということで説明の方追記を機能させていただきたいと思います。ナンバー15については以上になります。
1:22:28	はい規制庁シブヤですありがとうございました。松木物搬入物については、構成のシャッターがあるということだけ記載がかつてありましたけども、
1:22:38	浅尾さんの運用についても、追記しますということで説明がありました。規制庁管理課質問等ございますでしょうか。
1:23:00	よろしいでしょうか。
1:23:05	はい。では次の16番をお願いいたします。
1:23:10	はい。主事城野北ですコメントNo. 16なんですけれどもこちらの不第9条の不法侵入対策についてというところの考え方なんて言ってもちょっと申し訳ありませんまだ、こちらの処理場の方でまだ考え方がまとまっていないというところも、
1:23:27	がございましてこちらについてはまた後日ですね別途資料を作成して説明させていただきたいと思います。すいません説明は以上になります。
1:23:35	はい、ありがとうございました。規制庁から何かコメント等ございますでしょうか。
1:23:47	規制庁渋谷ですけども、別途というのは大体10、12番と同じということでしょうか。
1:23:56	はい処理場の横堀です。そうですね12番と合わせて資料をお送りさせていただきたいというふうに考えております。
1:24:04	はい、規制庁シブヤですありがとうございました。
1:24:08	そういたしますと、金審査会合前にもう1回ヒアリングが必要かもしれませんのでまた検討させていただければと思います。大体、来週の水曜日ぐらいのご提出ということでしたでしょうか。
1:24:22	はい。水曜日ぐらい、水曜日前にはお送りできるように、考え方を整理して資料の方をまとめたいと思っております。ヒアリング、
1:24:32	を設ける場合にあればそちらで逆にお手数おかけしまして申し訳ないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。
1:24:39	はい、支店長渋谷ですよろしくお願ひいたします。室の伊藤ですけども、今のご回答は。江藤。
1:24:48	初回の会合で、この主旨の質問を差し上げてまして。その回答を第1回の回答を、会合の回答を、
1:24:59	第2回会合で、しますという主旨が回答なさったってという理解で正しいですか。
1:25:08	はいおっしゃる通りです。前回の審査会合でいただいたコメントになってますので、第2回の審査会合の際にできれば回答したいというふうに考えてございます。
1:25:20	規制庁伊藤です。了解いたしました。
1:25:25	はい、規制庁から他に何かございますでしょうか。
1:25:32	はい、では次、17番をお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:38	はい、原価検証上のキタハラです。コメントNo.17 ですがけれどもこちらの第 11 条の機能の確認についてというところの考え方については、先ほどですね処理場の 224-2 の方でまず先ほど、
1:25:51	説明させていただいた通りでその 9 については、適合条項とすると、いうふうな形で整理の方をさせていただきたいと思います。こちら 224-1 のスライドの方でもですね第 11 条ですね、ここ第 9 辺代表として説明しますがけれども第 11 条の機能の確認等と、
1:26:10	いうところに関してですね、安全を確保する上で必要な設備はないが許可整合の観点からですね、これに係る機能を確認するための試験または検査を行えるものとする。
1:26:22	いうことですね、技術基準規則へのば適合性ということで説明の方追加の方させていただきたいと思います。エース回答としては以上になります。
1:26:31	はい。白石さんありがとうございました。11 条については先ほど議論して保守終了を含めてご対応いただけるということで理解しておりますけども、改めて何か。
1:26:43	ご質問ありますでしょうか。
1:28:08	はい。今少し内輪で議論があったんでちょっとお待ちいただきました他に何かございますでしょうか。
1:28:18	はい。では 17 条、17 番、先ほども議論いたしましたので、18 番、次お願いいたします。
1:28:28	はい。原価検証李城野北原です。コメントNo.18 ですがけれどもこちらは第 8 年度第 9 円に関するコメントですがけれども、廃棄物保管場所について、
1:28:39	第 15 条第 4 項への適合が不要というところの説明を追加するようというところでございます。ここについてですね、あと第 9 編のところの説明させていただきますけれどもこちら第 15 条。
1:28:54	のところですね、こちらの第 4 項のところの説明ですがけれども、まずですね、申請対象設備、施設で保管する容器表面。
1:29:04	にはですね、汚染がないことを確認した上でですね、他の方へしているというところと、第 8.9 辺ともにですがけれども保管場所についてはですね、静的な設備であると。
1:29:16	いうところで廃棄物がですね、漏えいする恐れがないというところから、該当しないということで説明の方、修正させていただきたいと思います。ナンバー18については以上になります。
1:29:28	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。床面や壁等に関する情報について、そもそも人がインターに出入りする場所ではない等々の説明がありましたけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:42	規制庁側から何かコメント等ございますでしょうか。
1:29:56	はい。特になければ、フェリーの記載を充実させていく、いただくということでよろしく願いいたします。
1:30:05	はいでは 19 番説明お願いいたします。
1:30:10	はい。元が検証理事長の北原です。それではコメントNo.19 ですけどもこちら第 8 編になりますけれども、保管場所についてですね、こちらの第 6 条自身の方ですね、の適合はまた、
1:30:24	ペアで確保しているということであるがその建屋の室内に設ける、保管場所とですね箱型の保管場所それぞれ違いがあるところがありますので書き分けて、真木認可で問題ない旨の説明を追記というところがございます。
1:30:38	こちらですね第 8 編になりますのでページ番号としましては 81 ページありますか。ええ。
1:30:50	はい。でござえっと第 6 条のところになりますけれども、この中でですね、第 8 件の申請対象設備はということでも室内ですね、建屋の面を勘案している。
1:31:01	ものとあともう一つが室内に箱型の保管場所を設置しているものがあるかということですけどもどちらもですね閉じ込め機能は建屋で確保しておりますね。
1:31:11	各建屋一部セルについての耐震重要度に応じて、まず安定した、静的地震力Aが作用した場合においても、建屋の健全性は確保されるということから、公衆に放射線障害を及ぼす恐れはないということで、
1:31:26	該当しないというふうにはですね、適合性の理由の方、修正させていただきたいと思えます。No.19 の回答等については以上になります。
1:31:36	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。
1:31:41	例えば箱型の保管場所というのは、ある程度の閉じ込め機能はあるものもあるものの、閉じ込め機能は期待してないというそういう理解でよろしいでしょうか。
1:31:58	はい処理場のヨコボリですけども、そうですねこちらの箱型の容器というか保管場所ですけども。
1:32:06	こちら来週ですかね 21 日にご視察いただく際にもご確認、実物をご確認いただければと思いますが、
1:32:14	金属製の物置というかですねそういった箱型のものになっておりまして実際その中にですね、廃棄物をそのまま入れることはございませんで。
1:32:24	先ほど容器等に入れたものをそこに保管するという形になってございます。ですので、
1:32:29	基本的にそこから何ら地震によってですね何か影響があるというものはないかと思っておりますが基本的には、
1:32:36	閉じ込め最終的な閉じ込め建屋でやはりこれは担保している。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:40	部屋に置いてるその置き場ということですので、
1:32:43	建屋で確保しているというふうなことで整理をかけております。
1:32:48	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。他に 19 番に関してご質問ありますでしょうか。
1:32:58	大きい。
1:33:04	規制庁イトウですけれども、
1:33:09	建屋で確保しているのは、
1:33:12	なんでしょうね例えば、気体廃棄物処理系で通って、フィルタリングされるから、
1:33:20	管理外漏えいはないんですっていう。
1:33:25	ことも含めて説明等表現されてるってことですか。
1:33:32	はい処理場のヨコボリですけども、そこはおっしゃる通りでございまして仮にですね、そこから、
1:33:40	漏えいというか廃棄物が容器から出たりした場合でもですね、木
1:33:45	換気によってフィルターを通しての廃棄になりますので蒔田廃棄物も含めて、そこは問題ないかというふうに考えております。
1:34:01	うん。いや何か、建屋っていう一言でそこまでわかりにくいなと思ったんですいません。各質問しましたが、
1:34:18	はい。39 番について何かございますでしょうか。
1:34:25	はい。では、このリストの最後になりますが、20 番の説明をお願いいたします。
1:34:33	はい。元学園処理場の北原です。コメントNo. 20 についてはこちら代休変になりますけれども、こちら技術基準規則第 16 条第 2 項第 3 号について、適合不要である、その理由を説明として記載するようにと。
1:34:48	いうところのコメントでございます。こちらについては第 9 編というところでページ番号でいきますと 98 ページですかね
1:34:57	の方にですね鳥居油布
1:35:00	だった理由の方を記載させていただいてございます。その理由としましてはですねまず建屋の耐震計算における許容応力評価、こちらの方で自重の方ですね。
1:35:12	考慮しておりまして、影響を受ける恐れがないということをそちらで確認の方させていただいていると。もう一つがですね本施設の方ではですね、熱の発生を伴う処理設備の方は有しておりませんので、
1:35:24	こっち、熱応力についても問題ないというところでこちら以上のことからですね、該当しないというふうにごちら記載の方、修正させていただきたいと思っております。
1:35:34	ナンバー20 の回答とについては以上になります。はい、ありがとうございました。今の 20 番につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:53	はい。ではこちらもフリーの記載を充実させていただくということで、よろしくお願いたします。はい。では、110 番まで終わりましたけども、全体を通して何かございますでしょうか。
1:36:13	はい。
1:36:16	それではちょっと大三瓶につきまして幾つかちょっと追加質問が出てますので、スライドの 31 ページをお願いいたします。
1:36:37	はい、ありがとうございます。
1:36:40	今おうちで、追記で記載を充実させていただいております。12 条の方の枠の中ですけども、高温環境下でも十分な強度を有し、耐食性スケール材料である。
1:36:55	佐瀬さん、④等というふうに少し具体的にさせていただきましたけども。
1:37:01	追加の質問として、例えば高温っていうのは、何度ぐらいを想定しているのか、また不足っていうのも、例えば、どういうガスが発生しうるんだけれども、それに対してステンレスは腐食されないものであると、そういうような、
1:37:20	説明を追加で欲しいということでしたので、記載をお願いできますでしょうか。
1:37:29	はい。処理場のヨコボリですけども。承知いたしましたそちらについては、高温環境が溶融処理、支柱の温度ですね。雰囲気の温度、それから、
1:37:40	発生するガス、
1:37:43	等の具体的なところをちょっと記載させていただいて、それぞれそれでも十分な強度をまたそういったガスに対しても耐食性にすぐれているといったようなところがわかるように、
1:37:54	つき合いを少し充実させたいと思います。よろしくお願いたします。
1:38:00	あと、32 ページのフィルターなんですけども、補修効率 99% 以上のものを用いるということですけども。
1:38:11	この 99% という補修効率で、十分だというのは、どういうふうに説明できるか、お願いたします。
1:39:00	はい処理場のヨコボリですけども、ちょっと今のご質問については定量的にこれで十分だということのちょっと回答が今すぐできなくて申し訳ないんですが、
1:39:12	一般的に高温の、高性能のフィルタユニットですねこういった部分では 99% をってこの捕集効率。
1:39:21	多い基本的には使われてるものがございます、99% の捕集効率確保できていれば、
1:39:30	十分放射性物質を取り除いて廃棄できるというふうに考えてございます。
1:39:37	規制庁シブヤですありがとうございました。
1:39:42	これは許可の時とかに何か、
1:39:46	開くに関する被ばく等に関する計算とかそういうのはされてるんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:40	はい処理場のヨコボリですけどもこちらについては許可段階等でこういった 99%以上のこの高性能フィルタを設けていてどれだけ除染されてとかっていうような形で、
1:40:55	被ばく影響の評価までは行っておりません。
1:41:01	はい、規制庁シブヤですありがとうございます。
1:41:04	そうすると、どう、どうすると、99%が一般的だっていうお話はわかり。承知いたしましたけども、これで。
1:41:14	足りてるというのを何か示す方法はありませんかね。
1:41:36	はい処理場のヨコボリですけども。
1:41:39	すいませんちょっと即答ができないので申し訳ありません。ちょっとこちらでもそこをどういう形で示せるか、検討させていただいてもよろしいでしょうか。はい。
1:41:49	井手とシブヤです。検討をお願いいたします。
1:41:55	規制とシブヤですけども島村さん、台三瓶について。
1:41:59	何かほかに気になる点等ございますでしょうか。
1:42:22	はい、規制庁シマムラですけど。
1:42:26	と、
1:42:32	これ、すみません渋谷さんすみません第1項第3号の話はあれさっき聞いたんでしたっけ。
1:42:43	環境条件ですなまだ、まだ聞いてないですが、アズ副食腐食の話です。取得については、どういうガスが発生するか等について記載をしてもらおうということになりました。
1:42:57	はあ。はい。いや、結構です。はい。
1:43:02	はい。他に、第3、それ以外でも結構ですけど何かありますでしょうか。
1:43:12	はい。あと全体的な話になりますけれども、先ほどのご説明で、第1回審査会合の指摘事項について、部分、一部かもしれませんが。
1:43:24	等を、第2回審査会、7月4日に予定しているという理解でよろしかったでしょうか。
1:43:31	はい終了ヨコボリでおっしゃる通りです。
1:43:34	はい。生徒指導してありがとうございます。そしたらですね、今提示いただいている審査会合資料の一番最初にですね、1回目の審査会合における指摘事項の一覧表と、
1:43:48	どの質問に対して、2回目4月4日に答えて、どの質問に対しては、
1:43:55	それ以降に答えるっていうそういう整理書を一番最初に入れていただけますでしょうか。
1:44:03	田井処理場ヨコボリです承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:08	あと規制庁側から何かありますでしょうか。
1:44:12	QMSは続きます。
1:44:15	諏訪さん、嶋村さんどうぞ。
1:44:18	すいません、規制庁シマムラさん、第 6 編ですねちょっと抜け漏れの関係でちょっと。
1:44:27	質問させていただいたんですけど、パワポの 40 ページ。
1:44:39	はい。その(1)に
1:44:42	(1)の 3 行目からの、
1:44:48	文章があって、
1:44:50	現地対策本部の通信連絡設備は、
1:44:55	29 年 7 月 4 日付 29 件き。
1:45:00	カケン 003 の、NSRR。
1:45:04	申請書。
1:45:07	で、もうすでに認可済みってことを言ってんですけど、まずですね、ちょっとこちらの方でこの申請書を見たところ、日付がですね。
1:45:17	7 月じゃなくてこの 29 元気か県 003 っていうのを見たところ、日付は平成 25 年度 8 月 4 日、7 月じゃなくて 8 月だと思いますんで、そこはもう一度確認をお願いします。
1:45:33	というのと等ですね、この申請書を見ると、
1:45:39	衛星携帯電話と、加入電話が、このNSRRの申請書で
1:45:48	生成され認可されています。
1:45:51	一方既処理場の許可書を見ると、今の二つに加えて、無線連絡設備っていうのが、記載がありまして、これについて
1:46:05	うん。
1:46:06	受けてるんじゃないかというのをちょっと
1:46:11	についてちょっとご説明をお願いします。
1:46:27	処理場のヨコボリですけども、まず最初のご指摘の点、こちらちょっとすみません日付けの確認は改めてさせていただきます。申し訳ありません。
1:46:39	二つ目のですね無線連絡設備を設置ということでこちらについては、基本的には多様性の確保の観点で原価形んとして、
1:46:51	衛星携帯電話等それから加入電話を使って、
1:46:57	対応するということでNSの方で申請をして認可をいただいておりますで、そこでこの無線連絡設備については自主的に用いてるものを用意しているものということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:10	ちょっと処理場の許可の方でこちらも、自主的に用意してるものも入れてはいるものですね、こちらはあくまで今自主的な、
1:47:18	ものということで、実際の
1:47:22	認可としても、必要なものということでYesせ、申請している衛星携帯電話、それから加入電話この二つ。
1:47:30	多様性を確保して対応するというので、ここはそういった形になってございます。
1:47:37	規制庁島村です。
1:47:45	無線連絡設備は自主ジシュ設置の設備なので、せず、
1:47:53	申請しないということですか。そうするとあれですか、自主設備の、
1:47:59	自主設置の設備で、
1:48:01	きょカーに乗ってるって何かほかにも例があるんでしょうか。
1:48:15	それは経営主事城ヨコボリですけども、基本的に自主設置のもので許可に載せてるものっていうのは処理場閉のところもないんですが、こちらについてはですねちょっと
1:48:27	当時の他施設との情報共有も含めてかもしれないんですが、
1:48:33	こちら処理場の方にはちょっと許可の方に記載をしていて、
1:48:37	いるというものになります。
1:48:44	はい。はい。とりあえずは、事情ははい。
1:48:49	理解しました。
1:48:51	はい。
1:48:52	ありがとうございます。
1:49:01	はい。他に何かございますでしょうか。
1:49:06	あとすいません許可整合性の件なんですけれども。
1:49:10	品質保証についての記載はどうなってますでしょうか。
1:49:31	あ、すいません、処理場のヨコボリですけども、今のご質問、ちょっとイトウがすみません、理解ができなくて申し訳ありません。もう一度お願いいたします。伊藤さんすいません、補足お願いします。
1:49:44	はい規制庁の伊藤ですけども。
1:49:50	超過整合性の説明書って、設備に関する許可整合と。
1:49:57	品証に関する千葉制帽併せてご説明をされているんだと思うんですけども。
1:50:03	今回の支援す、第2回会合の、
1:50:07	対象範囲について、そのハードの部分は、説明をされてるんですが、品証の部分の許可整合は、どんなタイミングで説明をされますかという確認です。
1:50:27	はい処理場のヨコボリです。品証の許可整合というのは、申請書の添付書類の1でご説明している整合性のところかと思えますけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:39	はい。そうですね確かにそこは今回、抜けておりました。そこについては、
1:50:48	等でちょっと今後できればやはり早い段階でというかですね最初の部分かと思えますので、今回、
1:50:56	ご説明を追加した方が良いかと思うんですがちょっと資料に〇〇盛り込んでない状況がありましたので、
1:51:04	こちらについては第2回のこの修正版をいつまでにお送りすればいいかによってちょっと
1:51:15	第二課にできれば盛り込ませて説明をさせていただきたいというふうに思います。
1:51:24	規制庁の伊藤です。
1:51:27	規制庁内的にはいつまでに提示いただければよろしいですか。
1:51:35	来週、
1:51:37	一応、
1:51:45	液性とシブヤですけども、来週中にいただければ、対応できるかと思えますけども、時間的にいかがでしょうか。
1:51:55	はい処理場のヨコボリです来週中までお時間いただければ、対応できるかと思えますので、
1:52:02	来週としてもなるべく早い目に出せるようにしたいと思いますけれども、理想的には21にいただくときに全部まとめていただいて、23にヒアリングとかいうのがいいと思うんですけども。
1:52:18	はい。わかりましたちょっと
1:52:21	今すいません即答でお約束ができるかどうかあれなんですけども、そこを21のヒアリングの回答を資料を送る際のタイミングで合わせておくれればと思います。訂正ではちょっと利用日になっちゃいますけど23でヒアリングができると。
1:52:38	かなという、またちょっとご相談しますけれども。
1:52:42	はい。
1:52:44	はい。次お願いします。承知いたしました。で、
1:52:50	こちらの品証のですね、ところについては、
1:52:55	今までちょっと紙審査会合のところでも明確にお示したことが確かなかったかと思うんですが、その品証のところはあれですかね、
1:53:06	具体的には我々の品質マネジメント計画書、
1:53:13	基づいてというかですねその部分で整合性を確保しているというようなことがわかるようなもので、
1:53:19	1枚ぐらいにまとめた形でもよろしいでしょうか。
1:53:27	説明の仕方は幾つかあると思うんですけども、これもほかの例があると思いますので、いくつか機構内で令和たっいでいただいて説明しやすい形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:38	必要十分と思われる形を検討いただければと思います。
1:53:44	はい承知いたしましたすみませんこちらでその辺確認すべきところを申し訳ありませんちょっと左室も含めて確認させていただいて、
1:53:52	しっかり説明できるもので用意したいと思います。
1:53:58	はい、清と志村です。他に、何かございます。全体にわたって何かございますでしょうか。
1:54:08	はい。でなければ、本日のヒアリングはここまでいたしますお疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。